

# レジオネラ症防止対策について

(施設系サービス共通)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和3年3月

# 1. 浴槽等の管理について

## ■ 衛生に係る措置の基準

- 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」  
(令和元年12月17日改正)
- 「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」(平成21年2月16日改正) ※今後、改正予定

### □ 水質検査の頻度

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ① 原水(温泉水等)を使用している     | - 年1回以上 |
| ② 塩素消毒をし、毎日完全換水している   | - 年1回以上 |
| ③ 塩素消毒をし、毎日完全換水をしていない | - 年2回以上 |
| ④ 塩素消毒をしていない          | - 年4回以上 |

- 上記の結果、水質基準に適合しないときは、直ちに県に報告すること
- 残留塩素濃度は通常**0.4mg/l**程度に保つこと
- 貯湯槽の湯温は60℃以上に保つこと
- 貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行うこと
- 集毛器は毎日清掃すること
- 衛生措置に関する点検結果は3年間保管すること

## 2. 過去の指摘事項

- 水質検査を必要な回数実施していない。（※水質検査については、循環式浴槽でなくても、貯湯槽が設置されていれば必要となる。）
- 水質検査でレジオネラ菌の検出があったにもかかわらず、県へ報告していない。
- 残留塩素濃度が低い（0.1mg/ℓ）、もしくは高い（1.5～2.0mg/ℓ）
- 貯湯槽の湯温が低い（52℃等）
- 貯湯槽の清掃及び消毒をしたことがない
- 集毛器の清掃を毎日行っていない
- 衛生措置に関する点検結果が保管されていない

➤ 貯湯槽の温度管理不備（60℃未満の湯）と不適切な清掃・消毒が招く生物膜（ぬめり）は、レジオネラ属菌の繁殖にとって最適な環境に…

### 3. 令和2年度の発生事例より

#### ○ シャワー水からレジオネラ菌検出の可能性あり

(対策)

- シャワー内部に水が停滞しないように、内部の水が置き換わるように通水（1回/週）。
- シャワーヘッドとホースを点検（1回/6か月）。
- 内部の汚れとスケール（水に溶け込んだカルシウム等が固まったもの）を洗浄・消毒（1回/年）。
- 長い年数を経過して汚れが落ちにくくなったシャワーヘッド、ホースを交換。
- 定期的にレジオネラ属菌の検査を実施。

- レジオネラ症はレジオネラ菌を含むエアロゾルを吸い込むことで発症 → エアロゾルが多く発生するシャワーの管理が重要。

### 3. 令和2年度における発生事例より

#### ○ 循環式浴槽のろ過器の取扱いについて

( 留意点 )

- ❑ ろ過器は1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを排出し、ろ過器及び循環配管に生じる生物膜を消毒・除去する
- ❑ ろ過器の前の集毛器は毎日清掃する
- ❑ ろ過器について、逆洗浄のできないカートリッジ式を使用している場合は、交換頻度を多くする
- ❑ 逆洗浄に対応したろ過器の導入を検討する

※ ろ過器には砂式、珪藻土式、カートリッジ式があるが、カートリッジ式は捕捉した汚濁物質を定期的に除去できないため、浴槽用のろ過器としては好ましくない。